

四日市市健康増進事業に係る経費の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第49号

四日市市健康増進事業に係る経費の徴収に関する規則の一部を改正する規則

四日市市健康増進事業に係る経費の徴収に関する規則（平成22年四日市市規則第52号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第2条関係）			
受診対象者又はその扶養義務者から徴収する額			
がん検診（集団）			
種類	受診対象者	徴収する額	徴収する額 （国民健康保険被保険者）
胃がん検診	20～39歳	<u>4,900円</u>	1,000円
	40～74歳	<u>2,300円</u>	300円
	75歳以上	300円	
大腸がん検診	40～74歳	<u>1,100円</u>	100円
	75歳以上	100円	
子宮頸がん検診（女性のみ）	20～74歳	1,800円	300円
	75歳以上	300円	
<u>HPV検査（女性のみ）</u>	<u>20～50歳の3年毎の年齢</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>
肺がん・結核検診（エックス線）	20～39歳	<u>2,200円</u>	200円
	40～74歳	<u>1,000円</u>	100円
	75歳以上	100円	

肺がん・結核 検診 (エックス 線・喀痰検 査)	20～39歳		3,600円	1,200円
	40～74歳		1,700円	200円
	75歳以上		200円	
乳がん検診 (女性のみ)	20～39歳	エコー	4,400円	1,300円
		マンモグラフィ	2,400円	300円
	40～74歳	エコー	2,100円	200円
		マンモグラフィ	300円	
	75歳以上	エコー	200円	

注1及び注2 (略)

注3：市民税非課税世帯に属する者、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護世帯に属する者及び国ががん検診の受診を促進するために実施する事業において検診費用を無料とすることとされた者については、HPV検査に係るものを除き、自己負担金を徴収しないものとする。

がん検診（個別）

種類	受診対象者	徴収する額	徴収する額 (国民健康保険被保険者)	
(略)				
子宮頸がん検診 (女性のみ)	20～74歳	1,800円	300円	
	75歳以上	300円		
<u>HPV検査</u> (女性のみ)	<u>20～50歳の3 年毎の年齢</u>	<u>2,500円</u>	<u>2,500円</u>	
乳がん検診 (女性のみ)	40～74歳	マンモグラフィ	2,600円	500円
	75歳	マンモ	500円	

	以上	グラフ イ		
(略)				
注 1 及び注 2 (略)				
注 3 : 市民税非課税世帯に属する者、生活保護法に基づく被保護世帯に属する者及び国ががん検診の受診を促進するために実施する事業において検診費用を無料とすることとされた者については、 <u>HPV検査に係るものを除き</u> 、自己負担金を徴収しないものとする。				
歯周疾患検診 (略)				

改正前			
別表 (第 2 条関係)			
受診対象者又はその扶養義務者から徴収する額			
がん検診 (集団)			
種類	受診対象者	徴収する額	徴収する額 (国民健康保険被保険者)
胃がん検診	20～39歳	<u>3,500円</u>	1,000円
	40～74歳	<u>1,800円</u>	300円
	75歳以上	300円	
大腸がん検診	40～74歳	<u>600円</u>	100円
	75歳以上	100円	
子宮頸がん検診 (女性の み)	20～74歳	1,800円	300円
	75歳以上	300円	
肺がん・結核 検診 (エックス 線)	20～39歳	<u>700円</u>	200円
	40～74歳	<u>500円</u>	100円
	75歳以上	100円	
肺がん・結核 検診	20～39歳	<u>2,100円</u>	1,200円
	40～74歳	<u>1,200円</u>	200円

(エックス線・喀痰検査)	75歳以上		200円	
乳がん検診 (女性のみ)	20～39歳	エコー	<u>3,100円</u>	1,300円
		マンモグラフィ	<u>2,100円</u>	300円
	40～74歳	エコー	<u>1,600円</u>	200円
		マンモグラフィ	300円	
	75歳以上	エコー	200円	

注1及び注2 (略)

注3：市民税非課税世帯に属する者、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護世帯に属する者及び国ががん検診の受診を促進するために実施する事業において検診費用を無料とすることとされた者については、自己負担金を徴収しないものとする。

がん検診（個別）

種類	受診対象者	徴収する額	徴収する額 (国民健康保険被保険者)	
(略)				
子宮頸がん検診 (女性のみ)	20～74歳	1,800円	300円	
	75歳以上	300円		
乳がん検診 (女性のみ)	40～74歳	マンモグラフィ	2,600円	500円
	75歳以上	マンモグラフィ	500円	
(略)				

注1及び注2 (略)

注 3 : 市民税非課税世帯に属する者、生活保護法に基づく被保護世帯に属する者及び国ががん検診の受診を促進するために実施する事業において検診費用を無料とすることとされた者については、自己負担金を徴収しないものとする。

歯周疾患検診 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市健康増進事業に係る経費の徴収に関する規則は、平成 28 年度以後に実施する健康増進事業に係る経費の徴収から適用し、平成 27 年度以前に実施した健康増進事業に係る経費の徴収については、なお従前の例による。

(健康福祉部健康づくり課)